

福井県 動物愛護管理推進計画



目 次

はじめに

策定趣旨および計画の期間	1
--------------	---

第1章 人と動物が健康で明るく共生する社会をめざして

1 計画の構成	2
2 目標および具体的な施策の提案	
I 動物の適正な飼養の推進	3
II 動物愛護の推進	5
III 地域の動物愛護管理モラルの向上	10
IV 動物の癒しの力の活用	13

第2章 計画推進委員会と検討する課題

計画の実行を支える体制整備	15
---------------	----

第3章 計画の実現に向けて

人と動物が健康で明るく共生する 社会の実現に向けた役割分担	17
具体的な数値目標について	18

参考資料

1 福井県の現状（2007年の状況）	19
2 関係法令	
・動物の愛護及び管理に関する法律（抜すい）	22
・福井県動物の愛護および管理に関する条例（抜すい）	25
・狂犬病予防法（抜すい）	27

は じ め に

策定趣旨および計画の期間

1 策定の趣旨

県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要となることから、人と動物が共生する社会において「動物の適切な管理を行う社会モラル」の構築および「命あるもの」として動物を保護し尊重する動物愛護思想の浸透を図り、県民の健康な生活環境の向上を推進するために「福井県動物愛護管理推進計画」を策定します。

2 計画の基となるもの

この計画は

- ・動物の愛護及び管理に関する法律※1（以下、この計画において「法」という。）
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針※2
（以下、この計画において「基本指針」という。）
- ・福井県動物の愛護および管理に関する条例
（以下、この計画において「条例」という。）

を基に、策定します。

3 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

なお、今後、見込まれる法および基本指針の見直しや社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、5年後の平成24年度を目途に、実施状況等を踏まえ、あらたな数値目標となる動物愛護管理指標を設定するなどの見直しを行います。

※1 動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年法律第105号。平成17年6月22日に改正、平成18年6月1日より施行された。

※2 国の基本指針

法第5条に定められている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため」の基本指針。平成18年10月31日に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」として環境省より告示された（平成18年環境省告示第140号）。

第1章

～人と動物が健康で明るく共生する社会をめざして～

1 計画の構成

「適正な管理」、「愛護思想の浸透」、「地域」における運動および「動物の癒しの力」の4つをキーワードとして、4つの基本方針を置きました。そして、それぞれの基本方針ごとに、目標を設定し、実施する施策の提案を行いました。

基本方針

- I 動物の適正な飼養の推進
- II 動物愛護の推進
- III 地域の動物愛護管理モラルの向上
- IV 動物の癒しの力の活用

2 目標および具体的な施策の提案

◆◆◆◆ I 動物の適正な飼養の推進 ◆◆◆◆

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の鳴き声、ふん尿等による迷惑を防止し、動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう適切に管理される必要があります。

ところが、県内では、動物の不適正な飼養に起因して周辺の生活環境が損なわれており、年間約2,000件の苦情や相談が県に寄せられています。

動物の飼い主は、自分が加害者になり得ることについての認識が希薄な傾向にありますが、全ての飼い主が加害者になり得るとともに、全ての人が被害者になり得るとの認識の下、飼い主は、社会的責任を十分に自覚して、周囲の人の迷惑とならないよう動物の生態に合った飼養や繁殖の制限、迷子札やマイクロチップ※³等による所有明示を行うなどの適正な飼養に努めなければなりません。

こうしたことから、適正な飼養を推進する優良な飼い主を育成し、動物の不適正な飼養に起因する苦情の減少をめざします。

- ＜目標＞
- ①動物の適正な飼養を行う優良な飼い主を育成します。
 - ②動物の不適正な飼養に起因する迷惑事例を減らします。

＜施策の提案＞

(1) 優良飼い主の育成

飼い主一人ひとりに動物に関する知識を広め、適正な飼養を行うことが動物だけでなく、周辺の生活環境の向上にもつながる意識をもつ優良飼い主を育成します。

特に、初めて動物を飼った人を対象として、適正な飼い主となってもらうための方策を講じます。

【内容】

①優良飼い主養成講座の開催

初めて動物を飼養する人を対象として、動物の適正な飼養方法などについての講習会を実施します。

- 講習内容：・犬およびねこの生態について
- ・飼養環境について（集合住宅の場合など）
 - ・犬およびねこの適正な飼い方について
 - ・しつけ、マナー等
 - ・動物の食餌の安全性などの健康管理について
 - ・動物の飼養に関する法律・条例について 等

②動物取扱業者による適正な飼養の啓発

動物の飼養者との接点を多く持つ動物取扱業者に対して、顧客への「飼い主の遵守事項」などの啓発を行うよう指導を行います。

(2) 動物取扱業者への監視指導

動物取扱業者※4 に対し監視を行い、法に定める飼養施設基準や動物販売時の説明等の遵守基準の履行状況を確認します。

【内容】

動物取扱業者に対する遵守基準の履行確認

県内の全動物取扱業者に対して、年1回以上、遵守基準の履行状況の確認を行います。

販売時の説明徹底や施設の保守点検などの台帳記載事項を確認し、不備がある場合には改善を指導し、その報告を求めます。

また、動物取扱業者のこれら遵守規準の徹底や知識向上のため、動物取扱責任者研修を毎年1回以上開催します。

(3) 実験動物※5 および産業動物※6 の適正な取扱い

大学や製薬会社などの研究機関で使用されるマウスなどの実験動物および牛や豚などの産業動物についても、「命あるもの」としての取扱いは必要であることから、実験施設および畜産業における動物の適正な取扱いを推進します。

【内容】

実験動物および産業動物関係機関への飼養・保管基準の周知

実験動物および産業動物関係機関における飼養状況の把握を行い、国が示すそれぞれの飼養・保管基準の周知を図り、自主管理による適切な取扱いを促します。特に、実験動物については「苦痛の軽減」「代替法の活用」「使用数の削減」の原則について配慮するよう啓発します。

※3 マイクロチップ

動物の個体識別等を目的とした電子標識器具。直径2ミリ、長さ11ミリの円筒形の生体適合ガラスの中に、15桁の固有番号を書き込んだICチップおよび電磁コイルが封入されており、この固有番号を読み取ることで飼い主などの情報が得られる。

※4 動物取扱業者（福井県の登録状況 163施設 201業種 平成19年度末現在）

動物の取扱いを事業として営む者。動物取扱業は、販売、保管、貸出し、訓練、展示の5業種に区分される。また、動物取扱業を営もうとする場合には事業所ごと業種ごとに知事の登録を受けなければならない。

※5 実験動物

動物を教育、試験、研究または生物学的製剤の用その他の科学上の利用に供するために、施設で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物のこと。

※6 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、または保管している哺乳類および鳥類に属する動物のこと。

◆◆◆◆ II 動物愛護の推進 ◆◆◆◆

動物愛護は、動物の虐待防止や適正な取扱いだけでなく、生命尊重、友愛等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物愛護に関する県民の理解は未だ十分とはいえない状況にあり、動物愛護の推進には、県と市町や獣医師会などとの連携した活動が必要です。

動物をその生涯飼養する「終生飼養※7」は、動物愛護の基本原則の一つです。終生飼養を推進し、飼養放棄による引取り※8 数の減少をめざします。また、飼養できなくなった動物の新しい飼い主を探すための体制を強化し、関係団体との情報交換などにより動物の譲渡※9 を推進します。

さらに、子どもが心豊かに育つ上で、近年、動物とのふれあいや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であると考えられているため、幼年世代から子どもたちの愛護意識を養っていきます。

- ＜目標＞
- ①動物の生存機会を拡大するために動物の譲渡体制の整備等を推進します。
 - ②市町や関係団体と連携して動物愛護を推進します。
 - ③幼年世代から動物愛護意識を醸成します。

＜施策の提案＞

(1) 譲渡体制の整備

県では、福井および二州の健康福祉センターで「犬ねこの譲渡会」を月に1回ずつ開催しています。しかし、譲渡後まもなく死んだり、よく考えずに譲り受けたために再び健康福祉センターへ引取りを依頼する事例が発生しています。そこで譲渡動物の健康保持や譲渡希望者の意識の向上などにより、譲渡率の向上をめざします。

また、動物病院や個人においての譲渡に関する情報を一元化し、新しい飼い主を見つける機会を増やします。

【内容】

①譲渡対象動物の健康および安全の保持

譲渡対象動物の選定方法や健康管理面などについて、従来の取扱い方法を見直し、譲渡を進めます。

譲渡対象動物の健康チェック（感染症対策のための管理体制の強化）

各健康福祉センターにおける収容施設の整備

②譲渡希望者への講習の実施

譲渡希望者に対して事前に、動物飼養の心構えや飼い主のマナーなど適正な飼養に関する講習会を実施します。

開催場所：各健康福祉センター

開催回数：月1回程度

内 容：飼い主のマナー、関係法令、動物飼養の心構え 等

③譲渡を支えるボランティアの育成

譲渡対象とならない幼若な動物を譲渡可能な大きさにまで飼育してくれるボランティアや、譲渡対象動物の休日の飼養を引き受けてくれるボランティアを育成します。

④開催方法についての検討

譲渡を推進するために譲渡会の開催方法などについて、獣医師会等と検討を行っていきます。

- ・譲渡会のあり方、開催方法について
開催回数や、譲渡会の運営方法、譲渡会場、譲渡動物情報の一元管理などについて獣医師会等との協議を行います。
- ・譲渡会の付加価値の検討
譲渡動物へのマイクロチップ埋込みなどについて検討を行います。
- ・委託の検討
委託先、事業の実施方法および委託内容についての検討を行います。

(2) 動物愛護推進体制の整備

市町に動物愛護担当窓口を設置し、県とともに動物愛護を推進する体制の整備を促進します。

市町や関係団体と一体となって、終生飼養を促進するとともに、不適正な飼養の実態を把握し、多頭飼育などの事例を早期に発見し虐待を未然に防止します。また、関係団体との連携を強化し、虐待事例に迅速に対応します。

【内容】

①県民からの情報の収集

動物の習性に合わない飼養方法は虐待的行為ととられます。そのような飼養状態を把握するために、県民から広く情報を集める「動物あいごダイヤル（仮称）」を設置し、虐待の未然防止に努めます。

②関係団体との連携の強化

「動物あいごダイヤル」に寄せられた情報などをもとに、市町、警察および獣医師会等の関係団体と情報交換を行い、虐待事例に迅速に対応できる体制を整えます。

③飼養者の愛護意識の向上

動物の飼養者が誤った飼養法で結果的に虐待行為とならないよう、飼養方法の自己診断を取り入れます。また、終生飼養についての啓発も併せて行います。

《自己診断シート》

診断内容：動物の体チェック、飼養環境チェック、飼い主マナーチェック 等

(3) ねこの適正飼養の促進

健康福祉センターで引取りを行っているねこの多くは、所有者の判明しない生後間もない子ねこであり、その親は野良ねこだけでなく、繁殖制限措置をしていない飼いねこが多数含まれていると推定されます。

また、ねこの存在に関する受け止め方や考えには、ねこによって生活環境上の実害を被っている人たちと、エサを与える人たちの間に大きな隔たりがあります。

そうしたことから、ねこについては、住民の共通理解を得ることにより迷惑事例の発生を抑制するための地域の実情に合った対策を講じ、ねこの引取り数の減少をめざします。

【内容】

ねこの屋内飼養および繁殖制限の周知

ねこの屋内飼養および繁殖制限措置が近隣への迷惑防止だけでなく、ねこのけがや病気の予防などの面でも有益性があることを、あらゆる講習会やポスターなどにより啓発し、ねこの引取り数の減少に努めます。

また、マンションや集合住宅でのねこの飼養方法や注意点などについても広報を行っていきます。

(4) 動物愛護の普及啓発

動物に関する事例は多様に変化しており、その対応について、地域住民と密接な関係にある市町および動物病院との連携した普及啓発活動を行い、動物愛護思想の定着をめざします。

【内容】

①動物愛護相談窓口の設置

県民からの動物に関する相談窓口を県、健康福祉センターのほか、市町および動物病院に設置します。

②行政担当者への研修の実施

動物愛護相談窓口において様々な事例に対応できるよう、県・市町の行政担当職員の資質の向上のため、研修等を行います。

③動物愛護の広報の強化

県、市町および各種団体の広報媒体を使用し、継続的で多角的な広報活動を行います。

広報媒体：市町、公民館の広報誌など

広報内容：動物の習性にあった適正飼養、

飼い犬の登録・狂犬病予防注射接種といった飼い主遵守事項 等

動物愛護週間行事の実施：

- ・ 関係市町と協力して健康福祉センターの管轄地域ごとに開催
- ・ 行政のみではなく、関係団体や学校、企業との共動開催の検討
- ・ 福井県における動物愛護のシンボルとなるロゴマークを募集し、各種事業や行事等で活用

(5) 動物とのふれあいによる「やさしさ」あふれる福井っ子の育成

情操の涵養は、小学校低学年までの子どもに対して効果があると言われています。学校での動物の飼育を支援し、動物にふれあうことにより他者をいたわる心を醸成し、「やさしさ」あふれる福井っ子を育成します。

【内容】

①学校飼育動物※10の普及

動物愛護の定着には、実際に動物の飼養を通し「命あるもの」の世話の大変さや「命」の重みを学ぶことが大切です。多くの子どもたちが飼養体験を共有し、幼い頃から動物愛護の心を育てることができるよう、獣医師会が推進する学校飼育動物の普及活動を支援します。

②学校飼育動物巡回相談

教職員や子どもたちが気軽に相談できるよう、地域の獣医師たちによる学校飼育動物の「学校かかりつけ獣医師」体制を推進します。

また、「学校かかりつけ獣医師」が学校等を巡回訪問し、動物に対する基礎知識の提供や「動物は自分たちと同じ命あるものである」ことを実感できる体験講習を行うなどの活動を支援します。

(巡回訪問活動の内容)

- ・ 正しい飼い方、かかりやすい病気など
- ・ 心音の聞き比べ
- ・ 動物の世話の実践 等

③動物愛護出前講習

学校での動物愛護に関する講習会等の取り組みに対して、職員の派遣などの支援を行い、動物愛護意識の浸透をめざします。

講習内容：動物愛護ってななに（基本原則）

保健所での動物の取扱いについて

動物由来感染症について 等

④子どもたちへの継続的な動物愛護事業の展開

子どもたちが継続的に動物愛護について考え、動物愛護意識の浸透を深めることができるよう、学校や保育園等に働き掛けます。

《展開の例》

動物愛護出前講習

動物愛護週間行事

学校での行事（遠足など）

①動物園見学

②ふれあい活動

③1日飼育体験（足羽山動物園など）

絵・感想文や壁新聞などの作成



※7 終生飼養

動物をその生理・生態・習性を理解したうえで適正に飼養管理し、その生涯飼養を継続すること。

※8 引取り

県は、法第35条の規定に基づき、所有者または拾得者から犬またはねこの引取りを求められた場合は、これを引取らなければならない。

※9 譲渡

その動物を飼養することを希望する者で、適正な飼養管理ができると認めるものに動物を譲り渡すこと。

※10 学校飼育動物

小学校等で動物を通して、自分と他者との関係を学ぶほか、その世話を通して情操の涵養を目的に飼育されている動物のこと。家きんや小型哺乳類が多い。

◆◆◆◆ III 地域の動物愛護管理モラルの向上 ◆◆◆◆

地域社会における動物を巡るトラブルは、飼い主等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有しており、地域社会の実情を踏まえた動物の飼養管理に関する新しいルールづくりやそれに対する支援が期待されています。

現在、福井県内では、住民組織である自治会、町内会など地域コミュニティがしっかりと形成されており、それぞれの地域では、自治会長等を中心にして、ふんの放置等のマナー違反や不適切な飼い方をしている飼い主への対応などを行っています。

地域コミュニティにおける地域での動物に起因する問題に対し、動物愛護および管理の両面から事案の解決を図る動物愛護についてのルールづくり等を支援します。また、ルールづくり等に取り組む地区を「動物愛護管理モラルアップ地区」とし、その活動の輪を広げます。

そして、県民全体で動物愛護を推進する県民運動の基盤づくりのための気運を高めます。

- ＜目標＞
- ①地域で動物に起因する問題に対応する動物愛護についてのルールづくり等を支援します。
 - ②ルールづくり等に取り組む「動物愛護管理モラルアップ地区」における活動を支援します。
 - ③県民全体で動物愛護を推進する気運を高めます。

＜施策の提案＞

(1) 地域の動物愛護管理ルールづくりの支援

市町と連携し、地域の町内会や自治会に対して、飼い主のマナー向上や生活環境の保全活動など地域の実情にあった動物に起因する問題に対するルールづくりへの支援を行います。

また、ルールづくりに取り組む「動物愛護管理モラルアップ地区」に対して、地域の獣医師や市町と協働しながら「動物愛護管理モラルアップ地区」の活動がより良く展開できる体制を整備します。

【内容】

①ルールづくりの支援

市町と連携しながら、自治会等の協力を得て動物の飼養状況調査を実施するとともに、その結果を基に地域の特性にあったルールづくりについて自治会等と協議していきます。

また、自治会長等に対して動物の愛護および管理に関する講習会を実施するとともに、ルールづくりに取り組みやすいように、事例とその対応を記載した動物愛護管理事例集を作成し配布します。

②「動物愛護管理モラルアップ地区」への支援

動物に関するトラブルは、例えば、ふんの放置場所などその地域ごとの特性があります。それら個別事例にその都度対応できるちらし（回覧板用）を自治会長等からの要請に基づいて作成したり、譲渡会開催のお知らせや各地での問題解決の事例などの情報について適宜、情報提供を行います。

また、問題事例の解決に向け、地域の獣医師の協力を得るなどの連携を図った体制づくりを推進します。

毎年9月20日～26日の動物愛護週間※11 において活動発表の場を設けるなど「動物愛護管理モラルアップ地区」の取り組みを積極的に広報します。

③地域における実態の把握

自治会等の協力を得て動物の飼養状況調査を実施するとともに、その結果を基に地域の特性にあったルールづくりについて自治会等と協議していきます。

実態の把握：自治会等に対するアンケート調査

野良ねこの状況

高齢者の動物の飼養状況 等

④地域活動の推進

動物を飼っている住民やそれ以外の住民がともに、人と動物が健康で明るく共生する社会の実現をめざして、動物愛護についての相互理解を図れるよう、市町とともに、地域ぐるみでの動物愛護活動を支援します。

・ウチクリーンアップ大作戦

動物愛護週間中に地区単位で公園など公共の場所の清掃美化活動

・子ども見守り活動

児童の登下校の時間帯に合わせて動物の散歩を実施する活動

(2) 動物愛護県民運動の基盤づくり

人と動物が健康で明るく共生する社会の実現には、動物の飼養についてのモラルの向上が必要です。地域において、「環境保全の取り組み」や「飼い主講習の実施」などの活動を自主的に行う動物関連事業所※12 を募集し、地域の動物愛護推進の核としての活動を促進します。

【内容】

「愛護推進宣言」運動の展開

動物愛護に関する活動に取り組む動物関連事業所を「愛護推進宣言」事業所とします。動物関連事業所に対して、「愛護推進宣言」運動に取り組むよう積極的に働きかけを行っていきます。

「愛護推進宣言」事業所

・ウチクリーンアップ運動など環境保全活動に取り組む事業所

・優良飼い主を育成する「講習会」開催に取り組む事業所 等

(3) 危機管理体制の整備

①災害救急時の動物救護体制の整備

地震、大雨などの大災害時に飼い主が安心して避難、復旧活動に従事できるように、獣医師会と連携して、動物を一時的に保管・管理する市町の動物の救護体制の整備を支援します。

【内容】

災害発生時に避難所に飼い主が連れてきた動物や住民が避難したあと地域に残された動物への対応が行われるよう、市町の防災計画において規定されるよう促進します。

②通常時からの連絡体制の整備

災害等緊急時に適切な対応をするため、通常時からの情報交換や連絡体制を整備します。

【内容】

県および市町、獣医師会による危機管理に関する連絡会を設置し、定期的を開催します。また、動物由来感染症※13 の情報を収集・管理し、迅速に対応できる体制を整備するとともに、県民に対して適正な情報の提供を行います。

市町動物愛護担当者研修会による取り組み

感染症発生の発生や災害発生を予測した対応の確認

開催回数：年1回

※11 動物愛護週間

法第4条で、毎年9月20日から26日までとされている。国および地方公共団体はこの期間中に、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

※12 動物関連事業所

前述の動物取扱業者および動物病院やペットフード等の動物関連商品の販売などを行う事業所の総称である。

※13 動物由来感染症

狂犬病に代表される動物から人へ感染する疾病の総称。この計画では人と動物の共通感染症も含めた広義の意味を想定している。

◆◆◆◆ IV 動物の癒しの力の活用 ◆◆◆◆

動物を飼養している人の半数は「気持ちのやすらぎ」を求め、また、動物から「気持ちのやすらぎ」を得ています。（平成15年国の動物愛護に関する調査結果報告書より）

動物から得られる気持ちの「やすらぎ」や「やすらぎ」は心の健康と生活の潤いをもたらし、ひいては福井県が進める健康長寿にも結びつくものと考えます。

少子高齢化が進む現代において、動物を人生のパートナーとして、「生きがい」として共に暮らす人々が増えてきています。それらの人が安心して、自分の住む地域社会において動物と終生を共に過ごすことができるような体制づくりが必要です。

「生きがい」や「癒し」の対象として動物を飼養している高齢者などをサポートし、県民が安心して動物を飼養できる体制を整備します。

また、動物には、実際に触れてみることはもちろん、その姿を見るだけで人の心を癒す効果があると言われています。例えば、動物には児童が本来持っている能力を無理なく引き出す力があり、動物の反応は児童の緊張感をほぐす癒しの効果があると言われており、いわゆる「不登校」児童の心のケアに動物とのふれあいを生かした事例も報告されています。

- ＜目標＞
- ①高齢者などが安心して動物を飼養できる体制を整備します。
 - ②動物の癒しの力の活かした活動を支援します。

＜施策の提案＞

(1) 高齢者への動物飼養サポート

①地域における高齢者への飼養の支援

独居高齢者や高齢者だけの世帯で動物を飼養している場合、不慮の事故や病気による入院などで、動物の世話ができなくなり健康福祉センターへ引取りを求めてくることが想定されます。高齢者が安心して動物の飼養を続けられるよう、地域で応援します。

また、「生きがい」「癒し」としての動物の飼養を支援するボランティアを育成することにより、「人と動物が健康で明るく共生する社会」をめざします。

【内容】

地域で、お年寄りの動物飼養状況を把握して、動物の飼養に関する支援を行います。

支援内容

体の具合が悪く散歩が困難な場合の散歩ボランティア 等

②高齢飼い主を見守る活動

散歩などの動物に関する行動を通して、動物を飼育する一人暮らしの高齢者の日常生活を地域で見守る活動を普及します。

【内容】

エサを買いに行ったり、散歩をしたり、日々の動物の世話をすることは、飼い主が健康でないとき困難です。例えば、毎日決まった時間に犬の散歩をしていた一人暮らしの高齢者が、長期間姿

を見せなくなったりした場合に、関係機関へ連絡してもらい「高齢飼い主見守り店舗」の登録などの体制を整備し、動物が飼養放棄されることを未然に防ぎます。

(2) 動物を介したコミュニケーション活動への支援

ボランティア同士の情報交換の場などの活動拠点や、下校時の児童が気軽に立ち寄って見学できる体験学習の場など、多角的な機能を持つコミュニケーションの活動への支援など、動物の癒しの力を活かした活動に対しての支援を行います。

【内容】

ボランティアの養成や情報交換機能を持つ場や、児童生徒に対して動物愛護管理セミナーや飼育体験などの体験学習の場としてのあり方の検討などを行います。

また、いろいろな動物の癒しの力の活用の支援策などについても、関係団体等と協議を行います。

第2章

～計画推進委員会と検討する課題～

計画の実行を支える体制整備

計画の実効性を高め、進行状況を管理する機関および地域における動物愛護管理の支援組織として各種団体の代表および学識経験者、動物の専門家および市町や県の代表で構成する「計画推進委員会（協議会）」を設置します。

中間見直し時には、数値目標等の設置も必要なことから、新たに動物愛護管理指標の設定についても推進委員会で検討します。

また、計画を策定するにあたって、「福井県動物愛護管理推進計画策定検討委員会」でいろいろと検討を重ねてきた結果、数々の課題が提起されました。策定検討委員会では、それら課題の一つひとつについて、話し合いを行い具体的な施策として提案を行ってききましたが、計画策定時点では、提案できない部分もあり、中間見直しに向けて、引き続き検討を要するとの結論に至りましたので、これらの課題についても推進委員会で検討を行います。

検討事項

(1) 動物愛護管理指標の設定

計画の実効性を計るためには、数値目標は欠かせません。しかしながら、現在の状況では、動物に関する実態の把握が十分に行われておらず、的確な数値目標の設定は困難です。

計画の進行に併せて市町との連携を取りながら、必要な動物愛護管理に関する実態把握を進めるとともに、数値目標ともなる「動物愛護管理指標」の設定を行います。

数値目標が必要な分野

適正な飼養管理を行う飼養者の数

本県における犬、ねこの飼養数 等

(2) 野良ねこの対策

野良ねこに対する施策は、野良ねこに対して不妊去勢手術を施すことなどが考えられますが、費用の面から即実行に至らないため、この計画の推進において、ねこの屋内飼養や繁殖制限の普及が図られることにより、野良ねこの増加を抑え、ねこの引取り数の減少をめざしています。

しかし、これらの方策が、ねこの引取り数の減少に有効な対策とならない場合は、野良ねこに対して不妊措置などを講じなければならないとも考えられるため、計画の進行状況を見ながら引き続き検討します。

また、ねこの引取り数の削減のために、不妊去勢手術についてどのような措置が適当であるかについて十分検討していきます。

(野良ねこ対策の例)

「地域ねこ」の例：横浜市磯子区、東京都世田谷区など

飼いねこ登録の例：厚木市、藤枝市、沖縄県竹富町（ヤンバルクイナの保護）

不妊去勢手術の助成：石川県、世田谷区、磯子区など

※地域ねこ：

特定の所有者（飼い主）がいないねこで、かつそのねこが住みつく地域のねこ好きな複数の住民たちの協力によって世話され、また管理されているねこのことです。

この中には、特定個人や不特定多数によって、ただ給餌されるだけのねこは含まれません。特定個人によってのみ給餌されるだけのねこはその人の飼いねこであり、特定の誰かに養われていない（管理責任を持つ者がいない）ねこは野良ねこです。

(3) 動物愛護（管理）センターの設置

動物愛護（管理）センターの役割である動物愛護思想の普及啓発や命の尊さを学ぶこと、動物相談などについては、本県では健康福祉センターや畜産試験場、自然保護センター等で行っており、こうした施設において様々な活動を実施することで総合的に動物愛護センターとしての機能を果たしているものと考えています。

本計画においても、各健康福祉センターを中心として、地域の特性に応じた愛護を推進する計画を進めています。これらの進行状況を見た上で、動物愛護（管理）センターについては、設置の必要性、経済効率、運営経費などを勘案して議論すべきであるため、引き続き検討を重ねていきます。

(4) 地域における動物愛護管理の進め方の検討

地域における動物愛護管理については、地域住民全体で取り組む「地域の動物愛護管理ルールづくり」などへの支援を行います。

これらの活動の推進には、地域の動物愛護管理活動のリーダーとして、自治会等において「動物愛護管理担当者」などの設置について、市町と協議を行います。

第3章

～計画の実現に向けて～

人と動物が健康で明るく共生する社会の実現に向けた役割分担

(1) 動物の飼い主、管理者（産業・実験動物）の役割

動物の飼い主または管理者は、動物が「命あるもの」であることを十分に認識して適正な飼養管理に努め、必要な措置を適切に実施し、動物に起因する危害や迷惑問題を防止するとともに動物の安全と健康を確保します。

(2) 県民の役割

動物の愛護や適正な飼養の推進に関し知識と理解を深めるよう努め、地域における動物愛護管理モラルの向上をめざして、飼い主のマナー向上や生活環境の保全に取り組み、「動物愛護管理モラルアップ地区」をめざします。

(3) 行政の役割

県および市町は、地域における動物の飼い主や住民に対する動物愛護管理の普及啓発を積極的に行うとともに、窓口を設置し、連携して自治会等の地域における活動を支援します。

県は、市町、関係機関・団体、ボランティアと緊密に連携し動物愛護管理推進体制を構築するとともに、計画の実施および進行管理を行います。

(4) 獣医師会等の団体および動物関連事業者の役割

獣医師会は、県・市町とともに計画の実施に協力します。獣医師会や各種団体は、飼い主への適正飼養やしつけについての助言や、子どもたちへの「動物は命あるもの」であることなどを普及する活動を通して、飼い主と一般県民との橋渡しの役割を担うとともに、動物由来感染症の正しい知識、情報を積極的に伝えます。動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼養希望者または飼養者に対して動物の飼養に関する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

動物病院などの動物関連事業者は地域における動物愛護活動に積極的に参画します。

具体的な数値目標について

この計画を推進することで達成をめざす数値目標は次のとおりです。

項 目	平成29年度の達成目標数値
◇ 動物の不適正な飼養に起因する苦情件数を減らします。	450件以下
◇ 譲渡体制の強化により譲渡率の向上をめざします。	25%以上
◇ 動物の引取りの減少および譲渡率の向上により、動物の安楽死処分数を減らします。	1,000頭以下
◇ 動物愛護管理に関するボランティアを育成します。 《ボランティアの種類》 休日飼養ボランティア 幼若譲渡動物保育ボランティア 散歩等のお手伝いボランティア 子ども見守り隊	300人
◇ 優良飼い主を育成します。	優良飼い主養成講座受講者数および譲渡前講習受講者 延べ 10,000人
◇ 「動物愛護管理モラルアップ地区」を推進します。	「動物愛護管理モラルアップ地区」として紹介する自治会数 500地区

※譲渡率

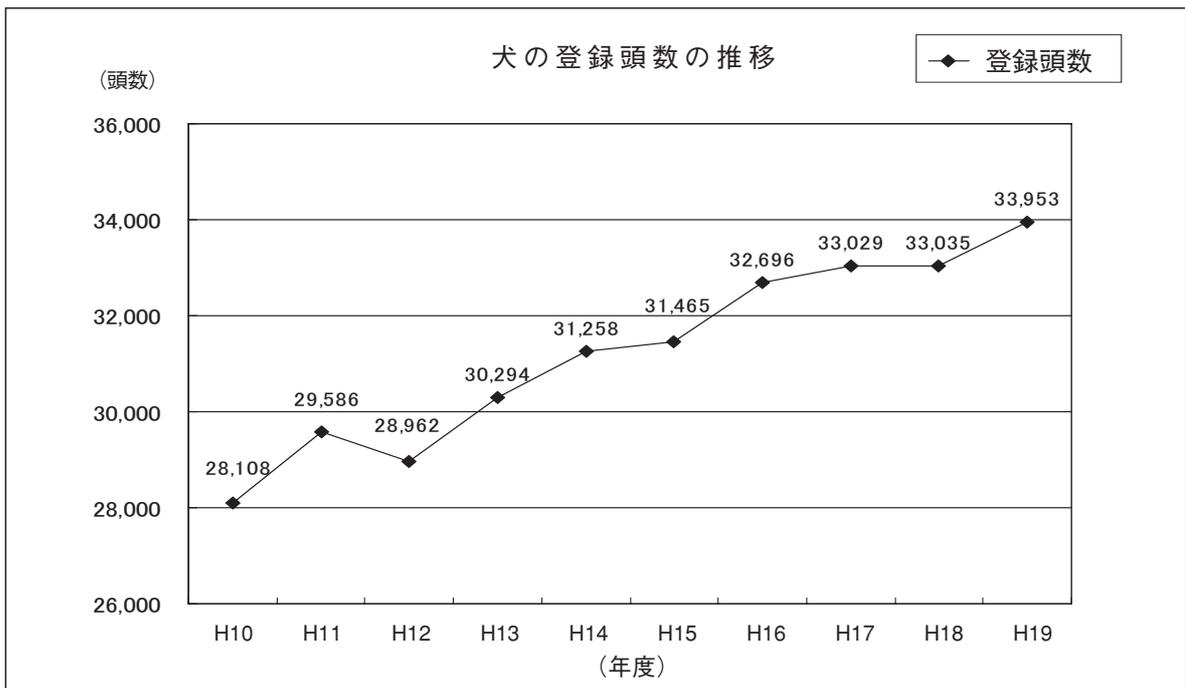
$$\frac{\text{譲渡頭数}}{(\text{収容頭数} + \text{引取頭数}) - \text{返還頭数}} \times 100$$

参 考 資 料

1 福井県の現状（2007年の状況）

（1）飼養の実態

平成10年度から平成19年度の間に、県における犬の登録頭数は、28,108頭から33,953頭と5,838頭増加しており、増加率は1.21で、この間の県の人口増加率が1弱であることを考えると、犬を飼養する県民の割合は大幅に増加しています。



また、ねこは犬に比べて都市部で飼い易いことからなどから、近年、人気が高まっており、ペットフード工業会の試算によると、福井県内のねこの飼養頭数は約5万頭と推計されます。

犬やねこ以外にも、うさぎ、カメなど従来からペットとして飼養されてきた小動物や小鳥に加え、エキゾチックアニマルと呼ばれる動物が一般的に飼養されるようになり、動物取扱業者の店頭には輸入された野生動物を含め、多種多様な動物が販売されています。

特定動物（人に危害を加える可能性があるとして政令で定める動物）については、法の改正施行後は、その飼養・保管については県知事の許可が必要となり、県内ではニホンザルやツキノワグマの有害獣を飼養・保管している個人がいるほか、動物園、水族館で特定動物を飼養・保管しています。

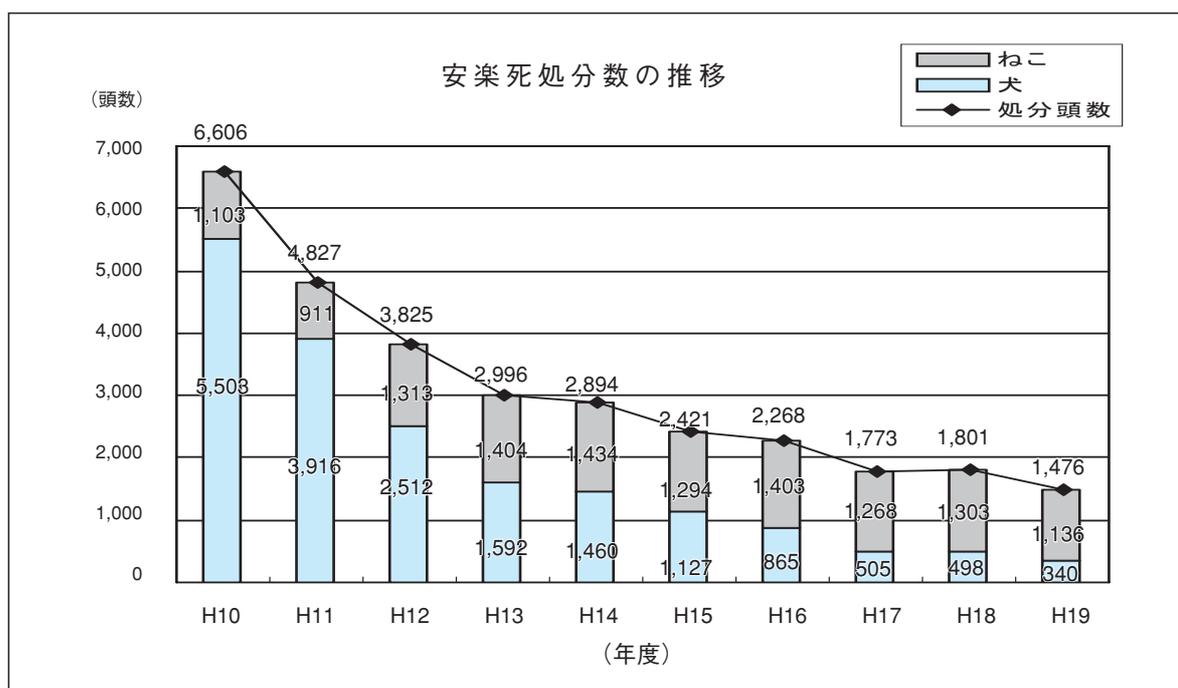
(2) 県における動物取扱い状況

平成19年度に健康福祉センターで行った引取りや収容の取扱い総数は、1,917頭（匹）で、内訳は、犬575頭、ねこ1,342匹です。犬の取扱い頭数は年々減少する傾向にあり、繁殖制限措置の普及や取締りの強化による野犬の減少が要因と考えられますが、ねこにおいては、犬のように係留義務が課せられていないこと、屋内飼養が普及していないことなどから自然繁殖の機会が多いため、結果として多くの子ねこの引取り依頼があります。

負傷動物については、取扱い数のほとんどをねこが占めており、交通事故などにより命の危険性が高くなることから、ねこの屋内飼養啓発は重要です。

平成19年度に取扱った犬575頭のうち、約40.9%の235頭が飼い主へ返還され、または新しい飼い主に譲渡されました。一方、ねこは取扱った1,342匹のうち譲渡されたのは206匹、わずか15.4%と低い率にとどまっています。

平成19年度は、1,476頭（匹）の安楽死処分を行いました。そのうち、約7割にあたる1,136匹をねこが占めており、そのほとんどが生まれたばかりで目も開かない子ねこでした。飼い主のいないねこや野良ねこなどが産んだものが大半であり、こうした状況の原因は、子ねこの遺棄、不妊去勢措置の不徹底、飼い主のいないねこに対する無責任な餌やりなどが考えられます。



(3) 動物による危害と苦情・相談

動物による危害は、犬によるこう傷事故がほとんどを占めており、ここ数年30～40件程度で推移しています。

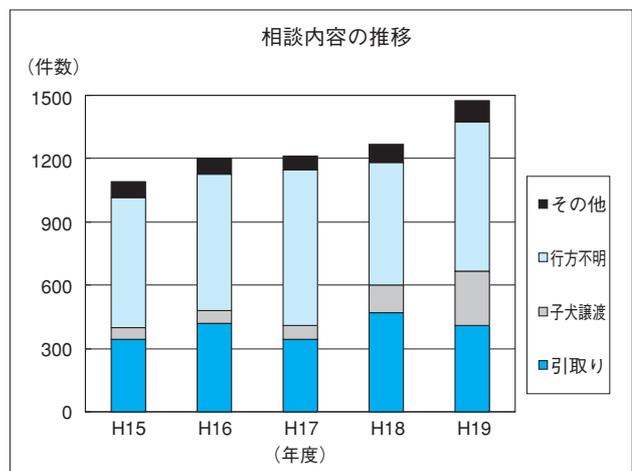
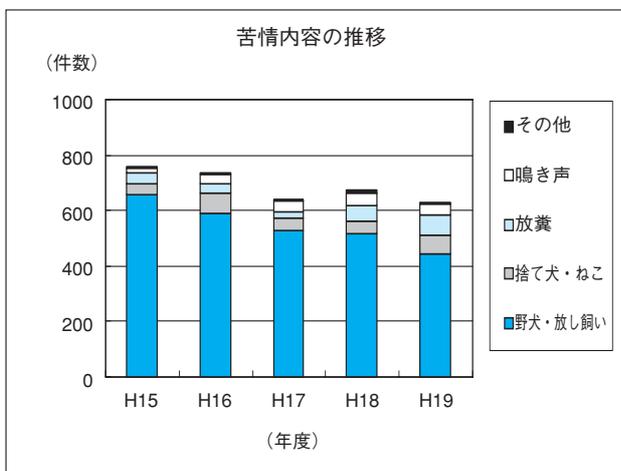
○こう傷事故件数の推移

年度	H15	H16	H17	H18	H19
事故発生件数	37	42	33	27	37

一方、不適正な飼い方による苦情・相談は依然として多く、適正飼養をはじめとする指導を含め、電話による相談や現地での指導は年間約2,000件で推移し、減少をみていません。

苦情の内容は、野犬・放し飼いに関するものが全体の9割を占めており、県条例で係留義務が課されているにもかかわらず減少をみないのは、飼い主の意識の欠如がうかがわれます。また、時代の変化に伴って苦情の内容も、不適正飼養に伴う周辺生活環境への被害、動物の遺棄の問題から動物由来感染症に至るまで、多岐にわたっています。

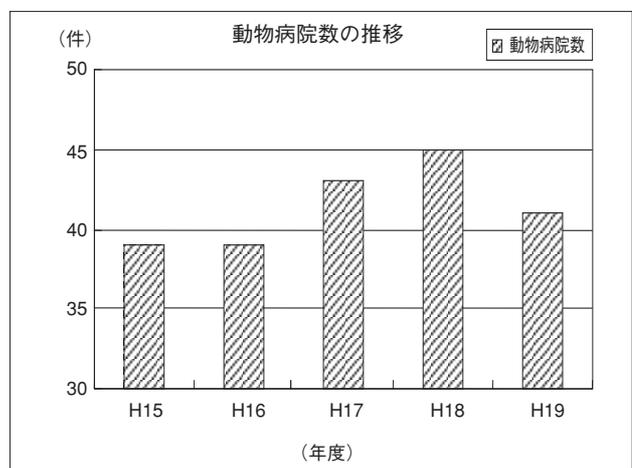
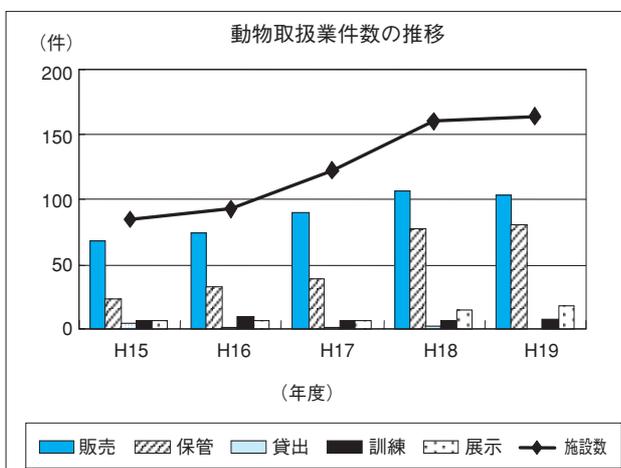
相談の内容は、行方不明動物に関するものが最も多く、次いで引取り依頼に関するものと続いています。行方不明動物に関する相談は年間約700件で推移し、飼育環境の変化により「室内飼い」が多くなり、放れる可能性が少なくなったにもかかわらず、減少を見ていません。引取りに関する相談は、年間約400件で推移しますが、犬については近年減少傾向にあるものの、ねこについては、犬の2～3倍の数のにぼり、そのうち、大部分を子ねこが占めています。



(4) 動物取扱業の現状

平成17年の法改正により、動物取扱業が届出制から登録制へと移行し、動物取扱業に対する規制が強化されました。

近年、動物取扱業、とくに住宅地に隣接している業者による周辺環境への迷惑問題や販売を行う業者に関する苦情が増加しています。



2 関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

（目 的）

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （省 略）

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項

四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

(動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 (省 略)

(基準遵守義務)

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(動物取扱責任者)

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 (省 略)

3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(周辺の生活環境の保全に係る措置)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 （省 略）

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(犬及びねこの引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項（前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を收容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

- 第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。
- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
 - 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
 - 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）抜粋

(目 的)

- 第一条 この条例は、県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることにかんがみ、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

(県の責務)

- 第二条 県は、動物の愛護および管理に関する施策（以下「動物愛護管理施策」という。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

(飼い主の責務)

- 第三条 飼い主（動物の所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物をその種別、習性等に応じて適正に飼養（保管を含む。以下同じ。）するよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の努力)

- 第四条 県民は、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めるものとする。

(教育および研修の機会の充実等)

- 第五条 県は、動物愛護管理施策の適切かつ効果的な推進を図るため、動物の愛護と適正な飼養に関する教育および研修の機会の充実、動物に起因する感染性の疾病およびその予防のために必要な事項に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町等との連携協力)

- 第六条 県は、動物愛護管理施策を実施するに当たっては、市町および動物愛護活動団体（動物の愛護と適正な飼養に関する啓発活動、動物の虐待の防止に関する活動その他の動物の愛護または管理に関する活動を行う団体をいう。次条において同じ。）と連携し、および協力するものとする。

(飼い主の遵守事項等)

第八条 飼い主（ほ乳類、鳥類またはは虫類に属する動物の飼い主に限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）第十二条第一項第四号に規定する動物取扱業者（次条第一項において「動物取扱業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼養動物の種類、発育状況等に応じて適切にえさおよび水を与えること。
 - 二 飼養する動物の健康状態を把握するとともに、その動物が疾病にかかり、または負傷した場合には、速やかに適切な処置を講ずること。
 - 三 動物の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）を設置しているときは、当該飼養施設を飼養する動物の種類、習性等を考慮した適切なものとする。
 - 四 飼養施設を常に清潔に保つこと。
 - 五 飼養する動物が道路、公園その他の公共の場所および他人の土地、建物等を破損し、または汚損することのないようにすること。
 - 六 飼養する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とすること。
 - 七 離乳前の動物を譲渡しないこと。
 - 八 飼養する動物が逸走した場合には、速やかに捜索し、および收容すること。
 - 九 飼養する動物が死亡した場合には、その死体を速やかに処理すること。
 - 十 地震、火災、水害等の災害が発生した場合には、当該災害により生ずる被害からその飼養する動物を保護すること。
- 2 飼い主は、その飼養する動物（畜産農業に係るもの、試験研究用または生物学的製剤の製造の用に供するために飼養しているものおよび法第十条第一項の政令で定める用途に供するために飼養しているものを除く。次項において同じ。）を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養する動物を終生にわたり飼養することが困難となったときは、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 4 飼い主になろうとする者は、飼養に先立って、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識を習得するとともに、飼養の目的および環境等に適した種類および数の動物を選択するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 動物のうち犬の飼い主（以下「犬の飼い主」という。）（動物取扱業者を除く。次項において同じ。）は、前条に規定するもののほか、飼養する犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するため、当該犬について係留（犬をさく、おりその他の当該犬の逸走を防止するための囲いの中で、または一定の場所において固定した物に綱、鎖等で確実につないで飼養することをいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一～三 （省 略）
- 2 犬の飼い主は、飼養する犬に対し必要なしつけを行うよう努めるものとする。

(係留をされていない犬の收容)

第十条 知事は、係留をされていない犬（前条第一項ただし書に規定する場合に該当して係留をされていない犬を除く。）があるときは、その職員にこれを收容させることができる。

- 2 前項の規定により犬を收容しようとする職員は、追跡中の犬がその飼い主またはその他の者の土地、建物または船車内に入ったときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定により犬を收容する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(引き取るべき旨の通知等および処分)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定により犬を收容させた場合において、その犬の所有者が判明しているときはその所有者に対しこれを引き取るべき旨を通知し、その犬の所有者が判明していないときはその犬を收容した日時および場所その他必要な事項を公示するものとする。

- 2 知事は、所有者が前項の規定による通知を受けた後一日以内に、または同項の規定による公示をした日から三日を経過する日までに、その犬を引き取らないときは、これを処分することができる。た

だし、所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨および相当の期間内に引き取る旨の申し出があったときは、その申し出た期間が経過するまで、これを処分することができない。

- 3 前二項の規定（所有者の判明していない犬に係る部分に限る。）は、知事が、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により犬またはねこを引き取った場合および法第三十六条第二項の規定により犬、ねこ等の動物を収容した場合について準用する。

（譲 渡）

第十二条の二 知事は、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等の動物および法第三十五条第一項の規定により引き取った犬またはねこを、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

- 2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

（報告および検査）

第十六条 知事は、第八条、第九条および第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の飼養の方法その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十条第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）抜すい

（登 録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地（犬の所在地を変更したときにあつては、その犬の新所在地）を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 5 第一項及び第二項の規定により登録を受けた犬について所有者の変更があつたときは、新所有者は、三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、犬の登録及び鑑札の交付に関して必要な事項は、政令で定める。

（予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

福井県動物愛護管理推進計画（仮称）策定検討委員会名簿

氏 名	所 属
大 森 慈 子	仁愛大学心理学科 准教授
小 川 眞 一 郎	福井市福祉保健部保健センター 所長
奥 村 務	福井県自治会連合会 理事
小 寺 健 一	福井県私立幼稚園協会 副会長
柴 田 晴 夫	(社) 福井県獣医師会 会長
島 津 ひろみ	福井県子ども会育成連合会 委員
大 門 由美子	(社) 福井県獣医師会 学校飼育動物対策委員長
永 田 康 寛	福井県健康福祉部 企画幹
藤 井 振	足羽山公園遊園地 園長

(五十音順、敬称略)

<福井県動物愛護管理推進計画の策定まで>

- 平成19年 5月31日 (木) 動物の飼養に関するアンケートの実施 (～6月7日)
 7月11日 (水) 第1回策定検討委員会
 17日 (火) 市町への説明会 (嶺北)
 18日 (水) 市町への説明会 (嶺南)
 8月 7日 (火) 市町へのアンケート実施 (～24日)
 8日 (水) 県民との意見交換会 (鯖江市)
 10日 (金) 県民との意見交換会 (敦賀市)
 9月27日 (木) 第2回策定検討委員会
 10月 2日 (火) 市町へのアンケート：2回目 (～9日)
 16日 (火) 市町担当者会議
 平成20年 1月10日 (木) 第3回策定検討委員会
 18日 (金) 県民パブリックコメントの実施 (～31日)
 2月26日 (火) 第4回策定検討委員会



